

事務連絡
平成25年4月4日

都道府県 }
各 指定都市 } 障害保健福祉主管課 御中
中核市 }

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

就労系障害福祉サービスの利用に係る平成25年3月の特別支援学校高等部
卒業生の取扱い等について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

就労系障害福祉サービスの利用に当たっては、本人の能力・適性について、就労系の知見を有する機関のアセスメントを経ることが必要と考えられ、その客観的な手段として、暫定支給決定により就労移行支援事業を短期間利用することによりアセスメントを行うことを原則としていますが、当該アセスメントの体制は未だ十分でない状況にあります。

このため、今般、関係する通知を改正するとともに、平成25年度以降に実施可能な対応等について、平成25年4月4日付障障発0404第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「平成25年度以降の就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントの取扱い及び就労継続支援B型事業の利用に係る経過措置等について」によりお示ししたところです。

アセスメントの体制が整っていない地域における平成25年度以降に就労継続支援B型事業の利用を希望する特別支援学校卒業者等に対する経過措置の取扱いについては、一定の条件を加えた上で平成27年3月末まで延長することとしたところですが、平成25年3月以前に支給決定した特別支援学校卒業者等に係る取扱いについては下記のとおりとしますので、管内市町村等へ周知いただきますようお願いいたします。

また、別添のとおり、「障害者就業・生活支援センターモデル事業による就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメント共通マニュアル（平成25年3月）」をとりまとめましたので、就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントを行う際に御活用いただきますよう、管内市町村及び事業所等への周知をお願いいたします。

記

- 1 平成 25 年 3 月に特別支援学校を卒業する者であっても、平成 25 年 3 月末までに支給決定を行えば、当該支給決定の有効期間内については経過措置の対象であること。

- 2 就労継続支援 B 型を既に利用されている者については、支給決定の有効期間内であれば、平成 25 年 4 月以降も引き続き利用することが可能であること。
また、支給決定の更新についても、平成 24 年 3 月末までに行われた支給決定の有効期間内であれば、平成 25 年 4 月以降も引き続き利用することが可能であること。

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 就労支援係 杉渕、宮本
電話：03-5253-1111（内線 3044）